

日 薬 業 発 第 447 号
令 和 7 年 2 月 21 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する
省令の一部を改正する省令の公布について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局長より、別添のとおり通知がありましたので
お知らせいたします。

保険医等について、国家資格等に係る手続のデジタル化を行う上で、登録の申
請等を行う際に個人番号を収集する必要があることから、申請書の様式に個人番
号の記載欄が設けられるとのことです。

また、登録申請書の添付書類として、薬剤師名簿の登録番号並びに登録年月日
を確認することができる書類の写しを添えることとされました。

なお、本改正は令和7年2月25日より施行されるとのことです。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

保 発 0218 第 7 号
令 和 7 年 2 月 18 日

(別 記) 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
〔 公 印 省 略 〕

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する
省令の一部を改正する省令の公布について

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、本年2月25日に施行される予定である。

改正省令による改正の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正され、保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）の登録の事務において個人番号を利用することが可能となったことに伴い、保険医等の指定について国家資格等システムを活用した手続のデジタル化を開始するため、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号。以下「登録省令」という。）を改正し、所要の規定の整備を行うもの。

第2 改正の内容

- 保険医等について、国家資格等情報連携・活用システムを活用した国家資格等に係る手続のデジタル化を行う上で、登録の申請等を行う際に個人番

号を収集する必要があることから、登録省令において定めている登録に係る申請書の様式に、個人番号の記載欄を設ける。

- 現在運用で当該申請書への添付を求めている医籍、歯科医籍及び薬剤師名簿の登録番号並びに登録年月日を確認することができる書類の写しについて、登録省令において当該申請書の添付書類として位置付ける。
- その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

- (1) 令和7年2月25日から施行する。
- (2) 様式の改正に伴い、以下の経過措置を設ける。
 - ア 改正省令の施行の際現にある改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこと。
 - イ 改正省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。